

条件付一般競争入札を行うので、次のとおり告示する。

令和7年5月13日

音更町農業協同組合
代表理事組合長 土田 純雄



1. 入札に付する工事内容

- (1) 工 事 名 令和7年度 畑作等促進整備事業 音更07地区暗渠排水工事
- (2) 工事場所 音更町内
- (3) 工事期間 契約締結の日から令和7年10月31日（金）まで
- (4) 工事概要 暗渠排水工事 13.10ha、圃場数8箇所、受益戸数8戸
- (5) 分別解体等の義務付け

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき分別解体の実施が義務付けられた工事ですが、再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用が発生しませんので、再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用の見積りは必要ありません。

ただし、設計変更により再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用が発生した場合は、変更契約を締結することとなります。

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、次の全ての条件を満たす単独業者又は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

- (1) 音更町農協建設工事規程第8条の規定に該当しない者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

（ア）資本関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法（明治32年法律第48号。以下「旧商法」という。）第211条の2第1項及び第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法に規定する更生会社又は民事再生法に規定する再生手続きの開始が決定された会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

a 親会社（旧商法第211条の2第1項及び第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）

と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（イ）人的関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社等である場

合を除く。

- a 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合
- b 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(ウ) 上記(イ)の人的関係の対象となる取締役とは、次に掲げる者をいう。

- a 会社の代表権を有する取締役(代表取締役)
- b 取締役(社外取締役及び委員会設置会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 1 項第 12 号に規定する委員会設置会社をいう。以下同じ。)の取締役を除く。)
- c 委員会設置会社における執行役員又は代表執行役

(エ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(ア)又は(イ)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (5) 暴力団関係事業者等であることにより、当組合が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (6) 当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から工事請負契約に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 音更町内及び音更町に隣接する市町村に本社、支店、支所を置いている者で、1 件の契約において過去 5 ヵ年に 1 の(4)工事概要に示した規模以上又は、同等の暗渠工事の元請実績がある者。

3. 申請書及び資料の提出期間並びに提出場所

この条件付一般競争入札に参加を希望する者は、2 に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次のとおり申請書及び資料を提出し、入札参加資格の有無について、音更町農協競争入札参加資格の審査を受けなければならない。

尚、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この条件付一般競争入札に参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書(別記第 1 号様式)
- イ 特定関係調書(別記第 2 号様式)
(当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜提出すること。)
- ウ 類似工事施工実績調書(別記第 3 号様式)
 - ①契約書の写し(変更契約があった場合の変更契約書を含む。)
 - ②設計書の写し(設計変更があった場合には設計変更通知などの最終的な工事内容が確認できるもの等工事内容を証明する書類)
- エ 指名停止に関する申立書(別記様式第 4 号)

(2) 提出期間

この告示の日から令和 7 年 5 月 26 日(月)までの休日及び土曜日を除く、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで(ただし、正午から午後 1 時の 1 時間を除く。)

(3) 提出場所

北海道河東郡音更町大通 5 丁目 1 番地
音更町農業協同組合企画振興部 農業振興課

(4) 提出方法

持参すること。持参以外による提出は受け付けない。

(5) 入札参加資格の審査結果

申請書等を受理した者には、令和7年5月30日（金）までに資格審査結果通知書を発送する。

(6) 提出書類様式の入手方法

(3) において(2)の期間中無償で配布する。

(7) その他

ア 申請書及び資料の作成並びに提出する経費は申請者の負担とする。

イ 組合長は提出された申請書及び資料を、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び資料は返却しない。

4. 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について次に従い書面（様式は任意）により組合長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和7年6月6日（金）

イ 提出場所 3の(3)に同じ。

ウ 提出方法 持参すること。持参以外による提出は受け付けない。

(2) 組合長は、(1)の説明を求められたときには、令和7年6月13日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

5. 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

(1) 入札希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。

ア 閲覧期間 この告示の日から令和7年5月26日（月）までの休日及び土曜日を除く、午前9時00分から午後5時00分まで。（ただし正午から午後1時の1時間を除く。）

イ 閲覧場所 3の(3)に同じ。

ウ その他 複写を希望される場合は、USBメモリーを持参すること。

(2) 設計図書に対する質疑がある場合においては、質疑応答書を次のとおり提出すること。

ア 提出期限 この告示の日から令和7年6月13日（金）までの休日及び土曜日を除く、午前9時00分から午後5時00分まで（ただし正午から午後1時の1時間を除く。）

イ 提出場所 3の(3)に同じ。

ウ 提出方法 「持参」又は「事前に電話連絡を行った上でのFAX送付」により提出すること。

(3) (2)の質疑応答書は次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期限 入札の前日までの休日及び土曜日を除く、午前9時00分から午後5時00分まで（ただし正午から午後1時の1時間を除く。）

イ 閲覧場所 3の(3)に同じ。

6. 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札及び開札の日時 令和7年6月16日(月)10時00分より
- (2) 入札及び開札の場所 北海道河東郡音更町大通5丁目1番地
音更町農業協同組合 本所2階 第3会議室

(3) 入札方法

ア 入札書は持参すること。持参以外による入札は認めない。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札の無効に関する事項

この告示において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び音更町農協建設工事競争入札心得において示した条件等、入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。

尚、組合長から入札参加資格があると認められた者であっても、その後入札時点において指名停止を受けている期間中である者その他入札時点において2に掲げる資格を有しない者のした入札は無効とする。

8. 落札者の決定方法

当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けるものとする。

この場合において、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

9. 契約条項を示す場所

3の(3)の場所で閲覧に供する。

10. 契約書作成の要否

必要としない。

11. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

12. 支払条件

- (1) 前払金 無
- (2) 部分払 無

13. 入札の中止等

入札までのあいだにやむを得ない事由のため、当該工事の入札を延期又は中止することがある。
尚、中止となった場合でも申請書及び資料の作成費用は、申請者の負担とする。

14. 入札執行回数

原則３回までとする。

15. 予定価格等

- (１) 予 定 価 格 公表しない。
- (２) 最低制限価格 設定している。

16. その他

- (１) 入札参加者は、音更町農協建設工事競争入札心得その他関係法令を遵守すること。
- (２) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止を行うことがある。
- (３) その他入札に関しての照会先

北海道河東郡音更町大通５丁目１番地

音更町農業協同組合 企画振興部 農業振興課

TEL 0155-42-8721

FAX 0155-42-2165